

規制基準が設定される特定悪臭物質名と臭気強度に対応する濃度

特定悪臭物質名	臭気強度			主な発生源	特定悪臭物質名	臭気強度			主な発生源
	2.5	3	3.5			2.5	3	3.5	
アンモニア	1	2	5	畜産事業場、化製場、し尿処理場	イソバレルアルデヒド	0.003	0.006	0.01	焼付け塗装工程を有する事業場
メチルメルカプタン	0.002	0.004	0.01	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	イソブタノール	0.9	4	20	塗装工程を有する事業場
硫化水素	0.02	0.06	0.2	畜産事業場、パルプ製造工場、し尿処理場	酢酸エチル	3	7	20	塗装工程または印刷工程を有する事業場
硫化メチル	0.01	0.05	0.2	パルプ製造工場、化製場、し尿処理場	メチルイソブチルケトン	1	3	6	
二硫化メチル	0.009	0.03	0.1		トルエン	10	30	60	
トリメチルアミン	0.005	0.02	0.07	畜産事業場、化製場、水産缶詰製造工場	スチレン	0.4	0.8	2	化学工場、FRP製品製造工場
アセトアルデヒド	0.05	0.1	0.5	化学工場、魚腸骨処理場、タバコ製造工場	キシレン	1	2	5	塗装工程または印刷工程を有する事業場
プロピオンアルデヒド	0.05	0.1	0.5	焼付け塗装工程を有する事業場	プロピオン酸	0.03	0.07	0.2	脂肪酸製造工場、染織工場
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.03	0.08		ノルマル酪酸	0.001	0.002	0.006	畜産事業場、化製場、でんぷん工場
イソブチルアルデヒド	0.02	0.07	0.2		ノルマル吉草酸	0.0009	0.002	0.004	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.02	0.05		イソ吉草酸	0.001	0.004	0.01	

出典：環境省「悪臭防止法の手引き パンフレット（平成18年9月）」